

**第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）  
改定業務委託に係るプロポーザル実施要領**

1 趣旨

本実施要領は、「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定業務」（以下「本業務」という。）の優先交渉権者をプロポーザル方式により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定業務

(2) 業務内容

別紙「第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 上限額

4,059,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

本業務に関する金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

また、提案内容に関わらず、上限額を超える提案は受け付けない。

(5) 実施形式

公募型プロポーザル

(6) 実施条件

本業務は、「令和5年度焼津市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域再エネ導入目標策定支援業務」（以下「策定支援業務」という。）で検討した再エネ導入目標や地域脱炭素の実現に向けた施策等を反映させた内容に、第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画（区域施策編）」という。）を改定する必要があるため、策定支援業務の成果を理解した上で業務を行うものとする。

(7) 策定支援業務の成果

別添「令和5年度焼津市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域再エネ導入目標策定支援業務報告書」を参照すること。

(8) 担当部署及び提出先

焼津市市民環境部環境課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

電 話：054-626-2153（直通）

電子メール：kankyo@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

(1) 参加主体

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同企業体とする。

## (2) 参加資格要件

本プロポーザルへの参加が認められるのは、本業務の目的を理解し、本業務に関する能力がある事業者で、単独事業者による参加申込みの場合は、次のアからエの要件全てを満たす者とする。

また、共同企業体による参加申込みの場合は、オの要件を満たす者とする。

ア 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

イ 焼津市競争入札心得（物品製造等・役務）の第19（入札に参加する資格のないもの）のすべてに該当しない者であること。

ウ 焼津市の入札参加資格者に登録されていること。

エ 本業務の内容と同一又は類似の業務を、平成31年4月以降から本件公表日までの間に受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表企業であるものに限る。

(ア) 本業務の内容と同一の業務とは、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定支援業務

(イ) 本業務の内容と類似の業務とは、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定支援業務

オ 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成員は単独又は他の企業体として、本選考に参加することができないものとする。

(ア) 共同企業体は3者以内で構成されていること。

(イ) 共同企業体の代表構成員が申込者であること。

(ウ) 共同企業体は自主結成とし、構成企業体で協定を締結していること。

(エ) 共同企業体の代表構成員については、上記ア～ウの要件を満たし、その他構成員については、上記ア～イの要件を満たしていること。また、エについては代表構成員を含むすべての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

## 4 スケジュール

項目	時期
(1) 実施要領等の公開・質問書の受付開始	令和6年5月2日（木）
(2) 質問書の受付期限	令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）
(3) 質問書に対する回答期限	令和6年5月15日（水）
(4) 参加表明書等の提出期限	令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
(5) 参加資格決定通知	令和6年5月22日（水）までに通知

(6) 企画提案書等の提出期間	参加資格決定通知を受けてから、6月3日 (月) 午後5時まで
(7) プレゼンテーション及び選定委員会の実施予定日	令和6年6月7日(金)
(8) 選考結果の通知予定日	選定委員会後1週間程度
(9) 契約締結予定日	令和6年6月中旬

なお、上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 5 実施要領等の公開

- (1) 公開期間 令和6年5月2日(木) から
- (2) 公開方法 焼津市公式ホームページにて公開するものとする

## 6 本業務に係る質問の受付及び回答

- (1) 提出期限  
令和6年5月10日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出書類  
様式第5号「質問書」
- (3) 提出先  
2(8)のE-mailアドレス
- (4) 提出方法  
電子メール
- (5) 質問への回答  
ア 厳正かつ公平を期すため、質問及び回答内容は、令和6年5月15日(水)までに本市ホームページへ掲載する。  
イ 回答内容は、本要領の追加又は訂正とみなす。

## 7 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限  
令和6年5月17日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出先  
上記2(8)に同じ
- (3) 提出方法  
持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類  
共同企業体の場合は、次の提出書類のうち、「イ」から「キ」までの書類について、構成員全ての分を提出すること。  
ア 参加表明書(様式第1号)  
イ 会社概要(様式第2号)及び会社パンフレット(パンフレットがない場合は事

業概要が分かるもの)。

- ウ 上記3(2)エの業務実績を証する書類(任意様式)
- エ 法人・商業登記現在事項全部証明書(写し可。発行日より3か月以内のもの。)
- オ 財務諸表(写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書いずれも終了した直近の事業年度のもの。)
- カ 納税証明書(写し可。法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3)
- キ 印鑑証明書(代表者印の印鑑証明書。発行日より3か月以内のもの。)
- ク 共同企業体構成員表(共同企業体のみ。任意様式。)
- ケ 共同企業体の設置に関する協定書(共同企業体のみ。)

※なお、焼津市競争入札参加資格者の資格に関する要綱に基づき、有資格者名簿に登録をしている者については、上記エ～キを省略することができる

## 8 参加資格の審査及び通知

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、電子メールにより、令和6年5月22日(水)までに「参加資格決定通知書」(様式第3号)を通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日(祝日等を除く)以内に、書面により説明を求めることができる。  
市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

## 9 参加表明後の辞退

- (1) 提出期限  
令和6年5月24日(金)午後5時まで
- (2) 提出先  
上記2(8)に同じ
- (3) 提出方法  
持参(午前8時30分から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
- (4) 提出書類  
第2次焼津市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)改定業務委託プロポーザル参加辞退届(様式第6号)
- (5) その他  
参加辞退は自由であり、辞退した場合でも以後における不利益な扱いはない。

## 10 企画提案書

- (1) 提出期間  
参加資格決定通知を受けてから、6月3日(月)午後5時まで
- (2) 提出先  
上記2(8)に同じ

- (3) 提出方法  
持参（午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類
- ア 企画提案書（かがみは様式第4号を使用し、それ以外の様式は任意。ただし、10(5)の内容とすること） 9部
  - イ 見積書及び明細書（任意様式） 9部  
業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載した見積書及びその算出根拠となる明細書。明細書は、内訳が分かるように項目ごとに記述すること。
- (5) 企画提案書の内容
- ア 実施方針  
本業務に対する貴社の基本的な考え方及び実施に向けた取組方針等を具体的に記述すること。
  - イ 業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。
  - ウ 業務計画  
業務全体の作業フロー、具体的なスケジュールを記述すること。
  - エ 業務に関する企画等  
仕様書「3 業務の内容」に記載の業務について、具体的な企画・提案内容を明記すること。各業務において、企画提案者の経験等がどのように生かされるかを分かりやすく具体的に記述すること。
  - オ 業務の受託実績  
平成31年4月以降本件公表日までに受託した3(2)エの業務の実績を記述すること。なお、記載項目は、業務名、業務概要、発注機関、契約期間、事業規模（金額等）、受注者（単独事業者による参加の場合は記入不要）とする。

## 11 プレゼンテーション

- (1) 実施場所：焼津市役所本庁舎2階 会議室2B
- (2) 実施日：令和6年6月7日（金）
- (3) 説明者：体調不良等やむを得ない事情がある場合を除き、本業務に主に携わる担当者が行うものとする。
- (4) 時間配分：プレゼンテーションにおける時間配分の目安は50分とする。  
（準備5分、説明30分、質疑応答10分、片付け5分）
- (5) その他
  - ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で行うものとする。追加資料の配付や利用は認めない。
  - イ 説明に際し、プロジェクター、スクリーンは市が用意することとし、パソコン、その他の機材を使用する場合は参加者が準備するものとする。（※パソコンとプ

ロジェクターの接続不良等を考慮し、パワーポイント等を使用する場合は、説明に用いるデータを必ずUSB等に保存し、準備すること。)

ウ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としないこととする。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りではない。該当する場合は、その旨の理由を記載した書面（書式自由。ただしA4判とする。）にて提出するものとする。

## 12 優先交渉権者の選定

- (1) 受託者の選定は、本市職員で組織する選定委員会において、企画提案書等の内容を評価し、本事業を最も的確に遂行できると判断される事業者を優先交渉権者とする。
- (2) 評価については、選定委員会が、下記(5) 評価項目及び配点により採点し、各委員の評価点の合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。
- (3) 評価点合計満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者の選定対象から除外する。
- (4) 提案者が1者の場合、その評価が最低基準点以上である時は、優先交渉権者として選定する。
- (5) 評価項目

評価項目等は概ね以下のとおりとする。

	評価項目	配点	
(ア)企画提案書 に対する評価	①実施方針	10点	
	②業務計画	5点	
	③業務に関する 企画・提案	策定支援業務で設定した指標の現状値の把握に関する提案	15点
		策定支援業務で設定した指標の目標値を達成するための取組に関する提案	15点
		本市の地域特性をふまえた重点施策の整理・提案	15点
		各種会議の支援に関する提案	10点
		パブリックコメントの実施支援に関する提案	5点
		その他関連する支援に関する提案	5点

(イ) 業務実施体制及び実績	事業を的確に遂行する人材の配置	5点
	同一・類似業務の実績	10点
(ウ) 価格	提案価格の妥当性	5点
合計		100点

なお、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い評価項目がある場合等は、優先交渉権者に選定しないことがある。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会後1週間程度までに、全ての参加事業者に文書で通知する。ただし、各評価項目の採点結果は通知しない。

(7) 契約

審査結果の通知後、優先交渉権者は速やかに市と業務内容についての協議を行い、企画提案時に提出した見積額を上限として契約を結ぶ。業務内容については、原則として企画提案時のものを採用することとするが、市の要望に応じて業務内容を変更して契約をすることができる。この時、業務が著しく増える見込みの場合は、事業者は上限提案価格の範囲内で再度見積を提出し、契約金額の交渉をすることができる。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、次に得点の高い事業者を優先交渉権者として順に契約に係る協議を行うものとする。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 応募する資格のない者が提案したとき

イ 所定の提出日時を超過したとき

ウ 事実を反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

エ 提案者が当該公募に対して2件以上の提案をしたとき。共同企業体の代表構成員又はその他構成員が別の共同企業体等の代表構成員又はその他構成員として提案した場合を含む。

オ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

13 その他

(1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出された提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、情報公開請求等があった場合は、焼津市情報公開条例（平成18年3月23日条例第2号）に基づき公開することがある。

(3) 本市に提出された提案書等は、当該審査以外の目的で参加事業者が無断で使用しない。

(4) 本市に提出された提案書等は、返却しない。